



県章

滋賀県公報

令和7年（2025年）
10月14日
第657号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出（障害福祉課）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）	2
道路区域の変更（道路保全課）	2
道路の供用開始（道路保全課）	3

○ 健康福祉事務所告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（東近江）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出（東近江）	3

告 示

滋賀県告示第354号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和7年10月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
アースケア テイカーズ	彦根市地蔵町 73番地2	社会福祉法人 喜創会	彦根市極楽寺 町596番地	就労継続支援B 型	令和7.10.1	2510200914
短期入所愛 湖	東近江市百済 寺本町90-1	社会福祉法人 美輪湖の家	東近江市百済 寺本町1543番 地1	短期入所	令和7.10.1	2510500917
働き教育セ ンター甲良	犬上郡甲良町 尼子1217-4	学校法人関西 福祉学園	京都府京都市 伏見区竹田段 川原町207番地	就労継続支援B 型	令和7.10.1	2511800118
働き教育セ ンター湖南	湖南市吉永302 番地	学校法人関西 福祉学園	京都府京都市 伏見区竹田段 川原町207番地	就労継続支援B 型	令和7.10.1	2512300266

滋賀県告示第355号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和7年10月14日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
アースケア テイカーズ	彦根市地蔵町 73番地2	株式会社アイ ズケア	彦根市地蔵町73 番地2	就労継続支援B 型	2510200625	令和7.9.30
働き教育セ ンター甲良	犬上郡甲良町 尼子1217-4	学校法人関西 福祉学園	京都府京都市伏 見区竹田段川原 町207番地	就労継続支援A 型	2511800118	令和7.9.30
働き教育セ ンター湖南	湖南市吉永302 番地	学校法人関西 福祉学園	京都府京都市伏 見区竹田段川原 町207番地	就労継続支援A 型	2512300266	令和7.9.30

滋賀県告示第356号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和7年10月14日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
医療法人和会大津ファミ リークリニック	大津市大門通11-11洛和大 津ビル1階	病院・診療 所	中山 明子	令和7.8.1
ハレレア訪問看護ステーショ ン	大津市今堅田二丁目26-8 4A	訪問看護	—	令和7.8.1

滋賀県告示第357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和7年10月14日から令和7年10月28日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月14日

滋賀県知事 三日月 大造

道路 の 種 類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の 前後の 別	敷地の 幅員	延長	備考
県道	平野草津線	大津市平野二丁目字大塚500 番1地先から	変更後	最小 12.8m } 最大 34.8m	1074.4m	道路改良工事 （現道拡幅） に伴う道路区 域の変更
		草津市笠山七丁目字新池83番 1地先まで	変更前	最小 8.0m } 最大 34.8m	1074.4m	
				最小		道路改良工事

	栗見八日市線	東近江市乙女浜町字下浮1420番地先から	変更後	16.0m } 最大 39.5m	410.0m	(現道拡幅)による迂回路設置に伴う道路区域の変更なお現道の供用は従前のおり
		東近江市乙女浜町字的場1350番地先まで	変更前	最小 14.0m } 最大 38.0m	410.0m	

滋賀県告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
この関係図面は、令和7年10月14日から令和7年10月28日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年10月14日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
栗見八日市線	東近江市乙女浜町字下浮1420番地先から 東近江市乙女浜町字的場1350番地先まで	令和7.10.22 14時	L=410.0m

健 康 福 祉 事 務 所 告 示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。
令和7年10月14日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小 林 靖 英

事 業 所 の 名 称	事業所の 所 在 地	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	指 定 障 害 福 祉 サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ピネッセケ アサポート	東近江市札の 辻2-10-9	アイシステム 株式会社	東近江市大森 町1403	居宅介護 重度訪問介護	令和7.10.1	2510500925

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。
令和7年10月14日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小 林 靖 英

事 業 所 の 名 称	事業所の 所 在 地	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	指 定 障 害 福 祉 サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
東近江市社 会福祉協議 会ヘルパー ステーショ ンゆうあい の家	東近江市永源 寺高野町437番 地	社会福祉法人 東近江市社会 福祉協議会	東近江市今崎町 21番地1	居宅介護	2510500230	令和7.9.30

東近江市社会福祉協議会ヘルパーステーションなごみ	東近江市乙女浜町1405番地	社会福祉法人東近江市社会福祉協議会	東近江市今崎町21番地 1	居宅介護	2510500255	令和 7 . 9 . 30
--------------------------	----------------	-------------------	---------------	------	------------	---------------